

倫理的に正しい行為と規範¹

金子 裕介

§1 問題の設定と本稿の概観

赤信号では立ち止まる、借りた金は返す、無闇に人を殴らない。私達の周りには一見何の疑いも無く正しいと思われる行為が沢山有る。だが、どうして私達はそれらの行為をば正しいと評価するのだろうか。それ以外のあるいはそれとは反対の行為が正しいと評価されないのは何故か…。社会から距離を取って見た時、このような問いが生じる。しかし実はこの問いに積極的な答えを出すことはできない。本稿はこの現状を、正しさの評価の危うさを解明することを通じて示そうとするものである。正しさの評価とは一般に、 s という主体のする ε_s という行為トークンについて、次の形に納められる判定を言う。

(1) (ε_s は正しい)²

私はこの解明にはヒューム、ウィトゲンシュタイン、クリプキの議論が関わると考える。というのも、彼らの考察に見出される規範性という視点こそが、正しさの評価の危うさを最も適切に解明すると考えるからである。しかしその結論に辿り着くのに私は、彼らの間に従来認められて来た議論、懐疑論を辿りはしない。その端的な理由は、私が規則のパラドクスを懐疑ではなく現実的な倫理的問題として読み替えるからである (§§4-5)。そしてその読み替えにより、議論は懐疑論から離れ、解決はヒュームの黙約の議論を中心にして提出されることになる (§§6-7)。

§2 合致説と逆説を導く描像

さて、前節の問いに普通、人は一体どう答えるであろうか。それらの行為は規則に合致(*accordance*)しているからだ、と答えるのではないだろうか。教養を街う人ならば、赤信号で立ち止まることは道路交通法7条に合致し、借金返済は民法587条に合致し、殴らないことは刑法208条に合致しているから正しいのだ、と答えるかも知れない。この答えを一般化すると次の双条件法が得られる。

(2) 任意の e という行為トークンについて、(e は正しい)と評価されるのは、状況に応じた R という規則について、(e は「 R 」に合致している)と判定

される時、かつその時に限る。

以下この(2)を「合致説」と呼びたい。私は合致説をそれ自体、正しさの評価の解明に直接寄与する適切な見解だと考える。しかし(全称例化をした)(2)の右辺

(3) (ε_s は「R」に合致している)

を判定するのに、もし(3)が「如何なる主体からも独立な抽象的対象としての規則と話題の行為トークンを突き合わせて考える。」という描像の下に置かれたならば、そこから逆説が導き出されてしまう。即ち、たとえ状況に応じた規則が確定してしようともそれとあらゆる行為が合致させられてしまうために、何をしても正しいということに成ってしまうのである。これは合致説の破綻を意味する。周知の通り、この逆説は「規則のパラドクス」と呼ばれる。ウィトゲンシュタインはそれを『規則は一つとして行為の仕方を規定できない。何故ならあらゆる行為の仕方が、その規則と合致させられ得るからである。』と述べた(Wittgenstein[1953],§201)。

この逆説を導く前段落の描像で癌に為っているのは「規則が如何なる主体からも独立な抽象的対象として考えられる」という所である。もっともそう考えられるのには理由があり、規則が文書化ないし成文化(codification)される、というのがそれだと言える。抽象的対象かどうかは別として、本節第一段落の道路交通法7条、民法587条、刑法208条はその典型例であろう(「成文法」と呼ばれる)。さてここで「+」(「プラス」と読む)もその一例に加えたい。即ちそれは、提示された二つの数に対して一つの数を答えるという行為を支配する規則を成文化(記号化)したものである。そしてこの「+」に際し前段落の逆説が導き出される経緯を説明したが、クリプキによる有名なクロス算の議論である。前段落の経緯を知るためにも、少し彼の議論を追ってみよう(但し若干変えてある)。次の状況を考えて欲しい。

太郎は洋服屋でアルバイトをすることになった。彼は人生の中で57万以上の数については「+」に従った計算をしたことがなかった。或る日彼がレジに立っていると、如何にも煩そうな女性客が来て57万円の服と1万円の服を出した。太郎が58万円になりますがお支払いはどうか、と尋ねると、その女性客は怒って、何を言っているの5万円じゃないの、と言ってきた…。

成文化により独立の対象と考えられた規則に従うには、主体がその規則に対し心に抱く思いなし(Meinung)が必要になってくる。つまり、その規則は何を意味(meaning)しているのか、その規則でどういう意図(intention)を持つのか、その規則をどう解釈(interpretation)するのか、といったことに対する思いなしである³。そしてその思いなしにおける齟齬が、前段落の状況での太郎と女性客との衝突において顕在化したと言える。即ち、太郎は「+」で足し算を思いなししていたのであるが、

女性客はと言うと次のクワス算を思いなしていたのである。

(4) もし $x < 57$ 万かつ $y < 57$ 万ならば、 x と y を足す。

もし $x \geq 57$ 万あるいは $y \geq 57$ 万ならば、即座に 5 万。

問題は「+」という規則は成文化を通じて太郎の思いなしとも女性客の思いなしとも独立であり得た、という点にある。故に、「57 万+1 万」に対し、「58 万」と答える太郎の行為も「5 万」と答える女性客の行為も、「+」に合致させられるのである。それどころではない、場合分けによる定義(4)の下段後件を適当に調節すれば、「1 万」と答えても、「2 万」と答えても、如何なる答え方も正しい、即ち「+」という成文化された規則に合致させられてしまうことになる(cf.飯田[2004],p.36)。これがクリプキによる本節第二段落で述べた、逆説の導き出される経緯の説明である。

§3 過去への懐疑

しかしながらクリプキ自身の説明は前節の様に規則のパラドクスを簡素に読み解くものではない。彼はそこに懐疑論を読み込むのである(Kripke[1982], p.60etc.)。以下このクリプキの懐疑論を「ウィトゲンシュタイン的懐疑」と呼ぼう。彼はそれを、クワインが翻訳の不確定性と指示の不可測性の議論を経て展開した意味への懐疑(ibid.,pp.55-57, 飯田[2004],pp.74-75)、グッドマンがグルーのパラドクスを経て展開した帰納法への懐疑(Kripke[1982],pp.58-59, 飯田[2004],第一章)、ヒュームが展開した因果性への懐疑(Kripke[1982],pp.62-66, 飯田[2004],p.21, pp.79-81)に相通じる重大な懐疑だと考えている。この内本稿では§1の予告からヒュームとの連関に絞ることにしたい。クリプキに習えばウィトゲンシュタイン的懐疑とヒュームの懐疑との連関は以下の平行関係として取り出される(Kripke[1982],p.62)。

まずヒュームは次の形で因果性への懐疑を提出した(Hume[1739],pp.78f., 一ノ瀬[2001],p.28)。H1. 過去に A という出来事タイプに属する出来事トークンが発生した時には常に B という出来事タイプに属する出来事トークンが発生したからと言って、H2. どうしてそこから現在そして未来においても A に属する出来事トークンが発生する時には必ず B に属する出来事トークンも発生する、と言えるのか？

これに平行してウィトゲンシュタイン的懐疑は次の様に定式化される。W1. 過去に「R」と合致した行為をするのに「R」に対し r を思いなしていたからと言って、W2. どうして現在そして未来においても「R」と合致した行為をするのに r を思いなせば良いと言えるのか？…この定式化に際して思いなしは、規則と行為の間ではなく規則と主体の間に介在するものであり、それ自体規則と独立に考えられる

代物ではなく、また行為に対し因果的効力を持つものでもない、という三点に注意してもらいたい。この点を押さえた上で、前節のクワス算の状況をこの定式化に当てはめると次の通りになる。**W1'**。過去に「+」と合致した行為をするのに「+」に対し足し算を思いなしていたからと言って、**W2'**。どうして現在そして未来においても「+」と合致した行為をするのに同じく足し算を思いなせば良いと言えるのか？実は過去に足し算を思いなしてした行為が「+」に合致していたのは偶然的合致でしかなく、本当はクワス算を思いなしていなければならなかったのではないか？…これが太郎の行為に揺さぶりを掛けて来た女性客による懐疑である。

さて、上述の平行関係に加えて更にクリプキは懐疑を **W1(W1')**にまで及ぼせる。つまり、前節第四段落の前提(「彼は人生の中で…」)⁴から、太郎が過去に為して来た行為(「7+5は?」)と質問されて「12」と答える等)は全て、(4)のクワス算とも両立可能である。故に、**W3'**。そもそも太郎が過去において「+」と合致した行為をするのに思いなしていたのは、足し算ではなくてクワス算ではなかったのか？という過去の思いなしに対する懐疑が提起されるのである(**W3** は同様に述べられる)。これを「過去への懐疑」と呼ぼう。これはクリプキが自らのウィトゲンシュタイン的懐疑に際し第一の問題に位置付けたもので(Kripke[1982],p.11)、ラッセルの世界五分前創造説に比せられる独創的な懐疑である(cf.飯田[2004],p.42, p.72)。

§4 現在そして未来への懐疑

だが疑問なのは過去への懐疑が規則のパラドクス(§2 第二段落)と一体どう関連があるのかということである。いや、関連付けならできただろう。問題は『探究』の中に過去への懐疑が見当たらないことである⁵。それにクリプキはウィトゲンシュタイン的懐疑に対し周知の通り、共同体における一致という解決を提出するのであるが(Kripke[1982],pp.89-95)、それは果して過去への懐疑に有効だろうか。一致(agreement)を外面的な行為(反応・振舞い)での一致と考える限り、「+」に対する思いなしが足し算だったとしてもクワス算だったとしても、過去において太郎の行為と女性客の行為は一致していたのだから、過去に抱かれた思いなしについて共同体における一致という観点からは接近の仕様が無いはずである。飯田隆の示唆に習えば、過去への懐疑には主体の一人称特権を認めれば良いというだけの話ではないのか(飯田[2004],pp.98-99)。

それに対し **W1(W1')**から **W2(W2')**への懐疑は確かに規則のパラドクスに重ね合わされる(cf.Kripke[1982],pp.7-8)。即ち、過去の思いなしが現在そして未来におい

ても件の規則と合致した行為を規定してくれるはずが、実は過去にその思いなしで規則に合致した様に見えた行為は、別の思いなしによっても説明可能で、そしてそれらの異なる思いなしで為される行為は現在そして未来となると別々に枝分かれして行く、と考えるのなら『あらゆる行為の仕方が、その規則と合致させられ得る』。これはウィトゲンシュタインの数列の議論(Wittgenstein[1953],§185)に典型的に見出され、クリプキが自らの懐疑に際し二番目の問題に位置付けたものである(Kripke[1982],p.11)。以下これを「現在そして未来への懐疑」と呼ぼう。クリプキはそれを『正当化されることのない暗闇の中での跳躍』と呼んだ(ibid.,p.10etc.)。

思いなしを解釈と取れば、規則のパラドクスの発言(§2 第二段落)に続られる通り、規則に合致した行為をするのに思いなしを介在させること自体が誤解なのだとして批判されるかも知れない(Wittgenstein[1953],§201)。そしてそれが規則のパラドクスの解決だと論じられる時もある(黒崎・山本[1987],pp.152-154)。しかし§3 第四段落の注意を踏まえた上で私は、規則は状況から独立に与えられるために個々の状況ではその規則に対する思いなしこそが主体にとって実質的な規則に成るのだ、と言いたい。それは例えば、次節の状況でマニュアルに従う時や、複雑な道路状況に有る標識に従う時に(cf. Wittgenstein[1953],§85)、これは多分こう言っているのだろう、などと呟きながら新聞配達をしたり車を運転する時に現れる。いま「呟く」と言ったけれども思いなしにとって言葉で言い表されることは必要でない(私はここで「解釈に次ぐ解釈」を封鎖する)。ただそれは、同一の規則に従うはずの諸々の主体が状況により食い違った行為をしてしまう現状を説明するためのものなのである。規則のパラドクスの議論の主流が食い違いのないことを説明しようとするのなら、最早ここにおいて私はその主流から離れることになるだろう。これは偏に、主流が規則として言語や数学や論理の規則を考えているのに対し、私は§1以来専ら法や倫理の規則(以下「社会規範」と呼ぶ)を考えているからである。

前段落の説明と問題設定から思いなしの存在が認められ、かつ、本節第一段落の議論から過去への懐疑を考察の中心から外したならば、現在そして未来への懐疑こそが規則のパラドクスに重ね合わされることになる。だがこの時、その懐疑は最早懐疑ではなく、現実問題として浮上して来るのである。

§5 至極まっとうな思いなし

まず§2 第四段落の状況を考え直してみよう。(4)のクワス算は本当に懐疑の産物でしかないのか。もし太郎の勤める洋服屋に57万円以上の服はほんの少ししか

く、その日は閉店セールでその 57 万円以上の服を、殆どが安物の他の服と合せて買うと 5 万円になる、というのだったらどうなるか。「それは(4)を、『+』に対する思いなしではなく、その上段後件を『 $x+y$ 』とした文書で成文化される新たな規則として認めただけである。つまりその状況を想像したからと言って、『+』と合致した行為に懐疑が掛けられることはない。」こう述べて数学の規則の、状況に左右されない、合致した行為の確定性を保護する人が居るだろう。なるほど、私もそう思う。だが数学の規則でさえ極限的な状況に置かれるとあらぬことを想像し、本当に自分の行為はその規則に合致しているのかどうか不安に成ってくることはないか。いやその場合でさえ、行為が規則と合致しないことを主体の能力に帰する「誤り(wrong)」と帰さない「間違い(error,mistake)」とを区別し、今述べた不安は間違いに対する不安だと言って切り抜けられる(cf.Kripke[1982],p.90, p.95)。しかし私は社会規範の様な規則においてその区別は紙一重だと言いたい。それはその規則が本性上、状況に強く関わり、またその関わる状況が非常に多岐に渡るからである。私の問題意識を汲み取るには以下の議論を追ってもらうのが良いと思う。

太郎はひょんなことから新聞配達のアルバイトをすることに成った。彼はマニュアルだと言って、次の様に書いてあるメモを渡された。

(5) 新聞を各家庭に届ける際、その家の敷地に入ってはならない。

だが実際には殆どの家にはポスト等が無く、敷地に入らなければ新聞を配れなかった。だがその様な家の造りは門から玄関までがたった二三歩だったので、その分だけ敷地に入り玄関先の郵便受けに新聞を入れる、というのが太郎のやり方に成った。けれども或る日太郎はいつもの様に玄関先に向う途中、その家の植木鉢に足を引っ掛けて壊してしまった。それを知った販売店長は怒って、あれ程マニュアルを守れと言ったじゃないかと太郎を叱った。…この状況で太郎は規則(5)を破っていたのだろうか。そうではないと私は思う。彼は(5)に対し「止むを得ないのなら少しでもその家庭の敷地に入っても良い」と思いなして行為していたのである⁶。そして目下の状況から、太郎の思いなしは(5)に対して至極まっとうだと私は言いたい。しかしそれ(その思いなしでの行為)は誤りであったのだ。いや、恐らく実情はそうではなくて、販売店長がそう評価しただけである。話を続けよう。

他方、同じ(5)を渡された次郎は、ポスト等が無い家には適当な所に新聞を置き去りにしていた。おかげで新聞は地面に落ちたり雨の日には濡れたりして、各家庭は大いに迷惑していた。だが今の所クレームは販売店に届いていなかった。…この状況で、次郎は規則(5)に対し「たとえ新聞がどうなろうと敷地に入らなければ何をしても良い」と狡猾に思いなして、行為したと言える。おかげで次郎はいつ

も直ぐに配達を終らせてサボっているのだった。ルール of 範囲内なら何をしても良いじゃないか、マニュアルにそう書いてあったのだから販売店長も文句を言えないだろう、というのが彼の発想である。好ましくないがこの次郎の思いなしも(5)に対して至極まっとうだと言える。

また他方、三郎は、ポスト等の無い家に来るとその家の人が出て来るまでずっと待っているのだった。おかげで彼は配達に酷く時間が掛かり、各家庭からももっと柔軟に配れないのかというクレームが届いていた。…この三郎の愚直な対応も、規則(5)に対し至極まっとうであり、正しく字義通りにそれを讀んだことに拠る。

太郎の行為も次郎の行為も三郎の行為も、規則(5)に合致させられ得る。しかし彼らは懷疑論の俎上に載る様な思いなしをした訳ではない。彼らは至極まっとうな思いなしをして、そう行為したのである。彼らの行為は、如何様にも評価され得る、という点に注目して欲しい。例えば、私は、上述の状況の中で最も正しい行為をしたのは太郎だと思う。だが彼の犯したたった一つのミスが販売店長をして太郎の行為を誤りだと評価する様に仕向けたのである。そのミスが無ければ、販売店長も太郎の行為を容認しただろう。そしてその時次郎の行為に気付いていれば、販売店長は次郎の行為を誤りだと評価したに違いない。また、三郎の行為の仕方は(5)に合致している様に見えるのだが、そうしろと言っているのではない、と他の人に否定される(誤りの評価を下される)可能性が高い。この位に規則との合致を判定することは危うい。ここでもう一度、規則のパラドクスの引用(§2 第二段落)を読み返せば、私の問題意識が汲み取ってもらえると思う。

§6 ヒュームの懷疑との平行関係に対する疑念

§4 で現在そして未来への懷疑が規則のパラドクスに重ね合わされたが、具体的にそれは、前節で論じた様な現実問題として提出される。また他方、曖昧性(vagueness)は普通、語(目下の議論で言う文書)ではなく、概念(目下の議論で言う思いなし)の次元で考えられるが、もしそれを語(文書)に対する概念(思いなし)の不明確さに派生する対象へのその語の使用(目下の議論で言う(3)の判定)の不明確さと捉え直すならば、前節の問題は曖昧性のそれだとも言える(Kripke[1982],p.82, see also Wittgenstein[1953],§§68-77, 一ノ瀬[2001],pp.52-53)。現実問題と言われるにせよ曖昧性と言われるにせよ、ここから現在そして未来への懷疑に言えるのは、それは最早懷疑ではないということである。だがそう見做す時、§3 でそれがヒュームの懷疑に平行して論じられたこと、あれは何だったのかと思えてくる。

確かに問題の提起の仕方では現在そして未来への懐疑(W1 から W2)と、ヒュームの懐疑(H1 から H2)との平行関係は認めて良いと思う。しかしそこから更に進み解決に至る過程にまで、その平行関係を維持する必要は無いと私は思う。何が言いたいのかというと、今や懐疑ではない現在そして未来への懐疑を解決するのに、クリプキがヒュームを範としたところの懐疑に譲歩しつつ提出される懐疑論的解決(Kripke[1982],p.66)の形を取る必要は無いと言いたいのである。具体的に言うと、解決をヒュームの懐疑論的解決である恒常的随伴の経験(Hume[1739],p.87)に倣う必要は無い。だがクリプキには共同体における一致という自らの懐疑に対する解決を、懐疑に囚われて、ヒュームの恒常的随伴の経験と無理に平行して論じる嫌いがある⁷。同じく、共同体における一致という見解に落ちるけれども、ヒュームの考察で迎えるのを、因果性への懐疑ではなく、より現在そして未来への懐疑つまりは規則のパラドクスに近いところの黙約の議論にしたらどうか。これが次節から展開される私の考察方針であり、§5 の問題に対する答え方である。

§7 規則に対するヒュームの見解

§5 の問題がどうして現在そして未来への懐疑だと言えるのか、と問われれば、それは、少なくとも研修では規則(5)に対して自分なりの考え(思いなし)方を身に付け状況に応じた行為をできる様に成ったはずの三人が、いざ現場に向うとそれまでの思いなしでは全然正しい行為ができなくなってしまったからである。いや、問題は実はそこに無くて、そもそも§5 の状況で本当に正しいと言える行為などあるのか、ということが問われるべきなのである。そこには§1 から述べている正しさの評価の危うさが見え隠れしている。それをより適切な描像の下捉えるために本節から改めて考察を仕切り直したい。「より適切な」と言うのは、§5 の議論は§2 第二段落で論じた逆説の典型例として説明することもできるからである。しかしその説明は合致説の破綻を伴い、正しさの概念を見失うことに繋がる。何故なら、私は抽象的な正しさの概念を(2)の合致説で見定めようとしたのだから。このため合致説は保持したい。ではそうするにはどうしたら良いのか。§2 で(2)の合致説の破綻が論じられた時、その要因は同節第二段落で指摘された描像にあった。更に同節第三段落によればその描像の癌は、成文化に際して規則を独立の抽象的対象と見做すという所にあるのだった。そうすると、合致説を保持するための鍵は、規則に対する見方を修正する作業にあると言える。

§2 第一段落の成文法に典型的だが私達には、成文化により規則を案出し、それ

を共同体の中に運び入れる、という順番で考える節がある。しかしこの考えに拘る限り§2 第二段落の描像とその癌からは抜け出せない。そうではなくて順番は逆なのだ。まず先に私達の間で秩序だった行為の仕方が形成され、それを捉えようとして規則という見方が為され、更にそれを言い表そうとして成文化がされる。ヒュームの言う黙約(convention)とは、まさにこの逆転の発想から規則を考えたものである(Hume[1739],p.480etc., 大槻[1952],p.268 note 四)。

ヒュームにとって共同体(社会)とは、需要の満たされない個々の人間がその不足を補う対策として物との間に結ぶ所持(possession)の関係を保証するため、集まって出来たものである。私達人間が享受するのは空気のように何時でも手に入るから共有のままにされる物ばかりではない。冬になれば食料は枯渇し、夏になれば旱魃により水でさえ入手困難になる。そうなると物の個人への配分の均等性は崩れ需要が満たされなくなる。この事態を予想して人々は必要な物を備蓄する様になる。そしてその際、彼らはそれらの物を「自分のもの」と呼び所持の関係を結ぶことになる。しかし窃盗ではなく勘違いから⁸他者が自分のものに手を出すならば、その関係は常に不安定になるだろう。そこで所持の安定性としての秩序を形成するために、他人のものには手を出さないという行為の仕方が身に付けられる。そしてその身に付けられた行動体系(the whole system of actions)(Hume[1739],p.498)において生活する人間達を切り取ったのが共同体なのである(ibid.,pp.484-498)。

こうして出来た共同体において人々は暗黙の取り決めに従い行為していると言える。その取り決めが、黙約である。ヒュームにとって黙約とは前段落から分かる通り第一義的に、保証された所持としての所有(property)の規則なのである(ibid.,p.310, p.491, p.505 note1, p.506)。しかし所持だとか所有だとかいうことは目下の問題ではない。大切なのはその所持や所有に纏わる行為の仕方、行動体系さえ身に付けていれば、そのための規則はたとえ「他人のものには手を出さない」程度であつても言葉に表される必要は無いということである。そんな文書化された規則など無くとも制定の事情に精通していれば共同体の成員はボートを漕ぐ二人の様に行為を一致させることができる、とヒュームは論じる(ibid.,p.490,杖下[1982],pp.173-174, 神野[2002],p.157)。法学で言うと彼の見方は、不文法としての慣習法(common law)に当る(大槻[1952],p.268 四)。だが本稿の文脈で言えば、クリプキの共同体における一致に相通じるのが分かるだろう。加えるに私はウィトゲンシュタインの言う慣習(Gepflogenheit)もここに重ねて読む(Wittgenstein[1953],§198etc.)。

§8 正当化

規則に対する見方に話を戻せば前節の黙約という見方こそ、件の描像の癌 (§2 第三段落) に代えて私がおの下に合致説を置こうとする見方である。しかし合致説は **R** という規則が確定していることを前提とする。それに対し黙約という見方は、前節最終段落で「言葉に表される必要は無い」と言われたことから、その規則の確定を否定してしまうのではないのか。いや、そこまで進まなくても良い。依然として(3)の行為と規則との二項関係は保持して良い。ただその合致を判定するための基準が、成文化された規則(をただ睨み付けること)から、その規則を暗黙裡に締結した共同体における一致へと移行したのである。いま「合致を判定するための基準」と言ったが、それは要するに(3)の正当化条件のことである。周知の通り、クリプキは共同体における一致を自らの懐疑に対する解決として提出した際、真理条件を中心にした『論考』の言語観から、正当化条件を中心にした『探究』の言語観への移行という文脈の中にそれを位置付けたのだった (Kripke[1982], pp.71-78)。そしてその移行はヒュームの言う懐疑論的解決に平行して論じることができる (cf. 飯田[2004], pp.71-88)。しかし §6 で宣言した通り私は最早この手の平行関係を維持していない。だから正当化条件も、事実との対応を言う真理条件の対概念ではなく、ただ「正当化するための条件」程度の意味で取っておいて欲しい⁹。

そう取った上で正当化条件の、規則それ自体から共同体における一致への移行は更に、正当化の担い手としての他者にまで推し進められると私は考える。それは、まず、その一致は多数決ではなく免許を持った他者との個人的な面談によって果されるからであり、次に、一致を行為の一致と取るなら共同体における一致は過去にしか有効でないが、他者は言語的なやり取りによって相手が現在そして未来において為そうとする行為に対しても目が行き届くから、という二つの理由による。この他者への移行はクリプキも認めている (cf. Kripke[1982], p.90, p.92 etc.)。いま、行為主体を「 s_1 」、評価主体(他者)を「 s_2 」と名付けるならば、そのことは、

(6) 「(ε_{s_1} は『**R**』に合致している)」は、 s_2 により正当化される。

というメタ言語的な表現¹⁰で表される。そしてこの(6)が(3)の正当化条件の全てだと私は言いたい¹¹。即ち(6)を左辺とする双条件法を形成しその右辺を書き出す必要は無い。これはクリプキが、正当化条件を書き出すのは大雑把(rough)にしかできない、と言ったことに対応する (ibid., p.90, p.95)。

問題は、(6)の成立条件を書き出すことにはなくて、むしろ s_2 の身分にある。即ち s_2 は、 s_1 の行為に対して(3)を判定するために、それ相応の免許(license)を持つ

ていなくてはならない。この事情が、 s_2 に次の能力を帰属させる場面を形成する。

(7) (s は「R」に従っている)

しかし(7)を判定するには s_2 の個々の行為トークンについて(3)を判定しなければならなくなる。そしてそのためには s_2 以外の評価主体として s_3 が要請される…。ここには明らかに共同体の成員の中での無限背進が始まっている。それを打ち止めにするには、権威(authority)を持った s_n という評価主体の登場が要請される。そしてその s_n による(6)の形の正当化こそが、本当の正当化条件なのである。

§9 道徳感覚と一般的観点

反語的な言い方をすると§7 と§8 の論点は、規則との合致を言う(3)は、規則との合致により判定されるのではないということである。話題の行為トークンに相對するのは客観的に掲げられた規則ではなく、その行為を取り巻く共同体の他者である。(3)はその様な対人関係において成立する。そしてこの(3)の性格は(1)という正しさの評価にまで飛び火する。何故なら、§8 第一段落で合致説は黙約の見方により保持され、そしてその説を表す(2)によれば、(3)の成立は(1)の成立にとって必要十分条件であるから。故に正しさの評価は対人関係の所産である。何が正しいかは共同体における人の流れの中で決まる。だが「人の流れ」と言っても話題の行為トークンに相對したなら誰でも良い訳ではない。前節最終段落によれば(3)そして(1)を判定する評価主体は、権威を持つか、あるいは権威から与えられた免許を持つという仕方で、規則を、教育を通じ自らのセンスとして消化(昇華・消去と言っても良い)した者でなくてはならないのだ。この経緯を以下に展開してみたい。

今唐突に教育と言ったがその通り、前節最終段落の、権威が評価主体に免許を与える場面は、規則を巡る教育の場面に当る。そして同箇所によれば教育とは評価主体に(7)の能力を帰属させることである。だがここでその場面の、評価主体の養成という側面に注目するならそこで主体に授けられるのは、行動体系を身に付ける行為主体としての能力と言うよりも、規則が締結された共同体の雰囲気を感じ取る能力だと言える。雰囲気を感じ取るとはつまり、他者的共同体的観点を習得することである。加えるに規則が黙約の描像にあることを振り返れば、その能力は成文化された規則を、状況の中で適切に思いなす様に消化(消去)しているところのセンスだと言える。更に規則を§4 第三段落後半以来、社会規範に限定すれば、そのセンスはヒュームの言う道徳感覚に他ならない(Hume[1739],p.458etc.)。ヒュームにとって教育とは、まさに今論じた仕方で規則を新たな共同体の成員に

植え付けセンスとして消化(昇華)させることなのである(ibid.,p.490)。

この論点に載りここで、§4 第三段落以来規則のパラドクスの主流から離れた私の問題意識を、再び主流と同じく一致に向けて解決したい。それは、現実問題と言われ曖昧性と言われた§5の問題に対するできる限りの解決でもある。その解決とは、道徳感覚が、完全な他者的共同体的観点、即ちヒュームの言う一般的観点到にまで到達した場合を考えることである(ibid.,p.472, p.475etc, cf. 神野[2002],pp.147-149, 杖下[1982],p.133)。その場合、個人による話題の規則に対する思いなしは§5の次郎の様な利己的なものへと傾かなくなり、共同体の成員全員にも当てはまる一般性を獲得する。故に、異なる成員同士での思いなしの齟齬も生じなくなる。しかし思いなしは言葉で言い表される必要は無く(cf. §4 第三段落)、また評価は行為に求めざるを得ないから(cf. §5 第二段落)、思いなしには一致を求められない(cf. Wittgenstein[1953], §241)。なので結局、センスの一般性が行為のタイプの一致に現れるという風にして、社会規範に際しても私達の間での行為の仕方の収束的な一致が期待されるのである。

§ 10 規範性

だが前節の解決は理想的である。現実はその甘くない。問題を先鋭化するために、免許を持った主体が自ら現在あるいは未来の行為を評価するという状況を考えてみよう。この考察で不可欠なのは、主体が一旦自分のする行為を表象してそれから実行に移す、という過程が前提されることである。確かに、表象の介在を否定した決断(*Entscheidung*)こそが評価の対象となる行為の発生過程の説明には適切だと論じられることもある(Wittgenstein[1953], §186)。しかし考えて欲しい、社会規範に従う時、私達は自分のする行為を誤りだと評価する時がある。そして誤りだと評価した行為は実行されない。この事実は、規則に照合される行為について、全てが決断という訳ではなく、評価の対象として表象に留まるものもあるということを証明するはずである。そしてこの証明から上述の前提を認めたならば、話題の行為が表象でしか存在し得ないという点が問題を先鋭化する。というのも、表象だけで今現在は実現されていないから、その評価を共同体における一致に委ねることができない(cf. §8 第二段落)。また行為主体の心を覗くこともできないから、その評価を他者に委ねることもできない。たとえ言語活動によりそれを可能にしたとしても、件の状況で主体を唯一人にしてしまえば良い。つまり、目下の状況で主体は自分の行為を自分で評価するしかない。しかもその評価主体

が既に免許を持っていたならどうなるか、これが問題の状況なのである。(6)で言う「s₁」と「s₂」が同一になる自己正当化¹²が問題である。

前段落の状況に追い込んで、主体は前節最終段落の期待に応じた振舞いを見せてくれるだろうか。そこで一旦解決されたと言われた§5の問題に登場する三人を考え直してみよう。彼らは研修を経て一応、規則(5)を状況の中で適切に思いなす様に消化(昇華)している。だから夫々の状況で(5)に合致していると判定するのはタイプの同一の行為のはずである。しかし§5によれば、彼らが見せる行為は全く違っていたのであった。この不一致には権威として販売店長を登場させれば良いのか。だが販売店長は如何なる状況でも正しい行為を見極められるのか。店長の判定に対し太郎や次郎や三郎は彼らなりのセンスから反感を抱かないのか。

ここにおける不一致の要因の一つは権威の不在ということである。つまり§8最終段落で念頭に置かれた序列化がなされていないのである。たとえ外から制度的に序列を課したとしても、内面ではその序列化が受け入れられていないことが多い。何のことはない、私達の社会において日常茶飯事に認められることである。

もう一つの要因は、結局、誰も一般的観点にまで到達していないということである。次郎に限らず規則に従おうとする主体は、心に浮かんだ行為の表象を、実はそれが欲求に由来することに気付かず、その曇った目のまま、自らのセンスに消化(消去)した規則と照合して、正しいと判定してしまうことがある。(この信号は無視してしまおう。往来の無い真夜中なら無視しても構わないだろう。自分は疲れているのだ…。)つまり、人間というものには一般的観点と利己的観点が混在している。この混在が表象された行為に対する評価を滞らせ、迷い(hesitation)を生じさせる。そしてこの、正しさの評価に際しての迷いが、本節第一段落で述べた誤りの可能性と一体に為って、私達人間の規範性、つまり正誤評価を伴う規則とそれに従う行為の性格、の根幹を形作っている、そう私は言いたい¹³。更に続けると、まさにこう言われる規範性においてこそ、§1で述べられた正しさの評価の危うさが解明されるのである。

ウィトゲンシュタイン的懐疑に対し記述的な、つまり因果関係の系列において行為の発生を説明する立場から、答えを提供しようとする、ライルの傾向性主義(Kripke[1982],pp.22f.)やクワインの行動主義(ibid.,pp.56-57)に対抗して、問題は規範的だ、と言ったのはクリプキその人であった(ibid.,p.26 note19, p.31 note22, p.37)。しかし彼はその考察の中で、この二分法(記述的と規範的)を十分に展開させているとは思えない¹⁴。これは、問題が規範的だと言いながら、私達が規則に従うのは迷い無く盲目的なことだ(ibid.,p.96, Wittgenstein[1953],§219)、と彼が論じる所に

見られる。だが本稿で論じた通り、社会規範に限って言えば、私達が規則に従うのはまさに迷いながらのことであり、その点にこそ規範性の核心が有り、正しさの評価の危うさが有る。そしてこの如何にも人間的な不完全さが、前節最終段落の解決から現実性を奪い、倫理的問題を除去し難いものとしているのである。

Hume,D.[1739], *A Treatise of Human Nature*, Oxford at the Clarendon Press.

Kripke,S.[1982], *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Blackwell.

Wittgenstein,L.[1953], *Philosophische Untersuchungen*, Blackwell.

飯田隆[2004], 『クリプキ』,NHK 出版。

一ノ瀬正樹[2001], 『原因と結果の迷宮』,勁草書房。

大槻春彦[1952], 『人性論第四巻』,岩波文庫(Hume[1739]の訳)。

金子裕介[2005], 「経験的総合判断の一般的形式」,東京大学『論集』第23号所収。

神野慧一郎[2002], 『我々はなぜ道徳的か』,勁草書房。

黒崎宏・山本信[1987], 『ウィトゲンシュタイン小事典』,大修館書店。

杖下隆英[1982], 『ヒューム』,勁草書房。

野矢茂樹[2005], 「私的言語の不可能性はどう論証されるのか」,『哲学雑誌』第792号所収,有斐閣。

¹ 本稿は全体を野矢茂樹のゼミで、一部を日本科学哲学会第38回大会で検討して頂いた。

² 「 ϵ_s 」は、本当は項「 $\text{ref}(s,e,t)$ 」の構成をした確定記述句と考える(「 t 」は時間)。

³ 規則のパラドクスは意味(cf.飯田[2004],pp.27f., Kripke[1982],p.9etc.)、意図(cf.飯田[2004],pp.96f., Kripke[1982],p.8etc.)、解釈(cf.黒崎・山本[1987],pp.152-154, Kripke[1982],p.16etc.)といった様々な問題と絡めて論じられる。しかし私はこれらをウィトゲンシュタインの使う「*Meinung*」に一括したい。読み難いのなら、その都度「思いなし」を「意味」、「意図」、「解釈」で置き換えて欲しい。

⁴ この前提は却下できる類のものではない。Kripke[1982],p.8, 飯田[2004],p.33 参照。

⁵ 私的言語「E」(Wittgenstein[1953],§243,§258)でさえも、その命名に際し注意を集中した過去の心的出来事トークンとしての感覚の集合、言い替えれば「E」に対する思いなしの源泉、については疑い様が無いはずである。私的言語にとって問題とは、それ以後に発生した心的出来事トークンが、その過去の心的出来事トークンとタイプの同一であるかどうか、という所である。過去の心的出来事トークンの集合がぼやけてしまったら議論自体成立しない。

⁶ この思いなしを太郎が言葉で言い表していたかどうかは問題にならない(cf.§4 第三段落後半)。

⁷ つまり出来事トークンと個人を並べた上で、恒常的随伴を言うには出来事をタイプで考えなければならないから、同様に主体も共同体における成員として考えなければならないと論じられる(Kripke[1982],p.68, p.79, p.89)。飯田隆は投射主義の観点から両者の間に連関を見出しているが(飯田[2004],pp.81-85, cf.神野[2002],p.138)、私はその観点からは距離を取りたい(§8 第二段落)。

⁸ ヒュームはホブスの自然状態を否定する(Hume[1739],pp.492-494,大槻[1952],p.265 note 一六)。

⁹ そもそも真理条件を真理の対応説と結び付ける考え方に私は反対である(金子[2005],§3)。

¹⁰ 私は(2)(3)で「*R*」により規則の名前を表して来たが、使用と言及、延ては対象言語とメタ言語の区別は本稿の考察において重要であろうか。「*R*」が文の名前であり、それが成文化された規則の文面を指示すると言うなら、その点に拘ることは規則の抽象的対象化という§2 第四段落で言われた癌への第一歩ではないのか。別の観点から野矢[2005],p.117,p.119 も参照。

¹¹ 普通目下の文脈で言われる正当化とは「 s には「 ϵ_s 」は「*R*」に合致していると思われる」 \Rightarrow (「 ϵ_s 」は「*R*」に合致している)」の「 \Rightarrow 」を保証することである(飯田[2004],p.89, p.90, 野矢[2005],p.116)。これに沿うなら(6)を介してその保証が為されると考えて欲しい。

¹² §8§9 よりこの自己正当化は、私的言語論で出てくる主観的正当化(Wittgenstein[1953],§265)や、「痛み」等に認められる正当化無しの語の使用(ibid.,§289, Kripke[1982],p.74 note63, p.87)とは違う。

¹³ 私の規範概念は野矢のそれに対し遠く見えるが(野矢[2005],p.114,p.118)、近い(ibid.,p.119,p.130)。

¹⁴ 共同体における一致という懐疑論的解決を提出した後でクリプキは、その一致が神経生理学の与える様な記述的な説明を受け付けるかどうか分からない、と論じている(Kripke[1982],p.97)。